北九保健保第1731号
平成２９年３月　１日

北九州市医師会
会長　　下河邉　智久　様

北九州市保健福祉局長　工藤　一成

東日本大震災の被災者に係る北九州市国民健康保険被保険者の一部負担金等の取扱いの変更について（依頼）

平素から、本市国民健康保険事業の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災者が、避難のため北九州市に転入して本市国民健康保険資格を取得した場合の一部負担金等の取扱いについては、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。この取扱いにつきまして、改めて国通知が出されたことから以下のとおり変更することとしましたので、引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

併せて、貴会会員の皆様へ周知方よろしくお願いいたします。

記

１　一部負担金免除の適用期間の延長について

東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域等※注１及び旧避難指示区域等※注２・旧居住制限区域等※注３から本市に転入して国民健康保険被保険者の資格を取得した者については一部負担金の免除期間が以下のとおり延長されます。

（１）帰還困難区域等及び上位所得層※注４を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者

平成３０年２月２８日まで

（２）旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者

平成２９年９月３０日まで

※注１「帰還困難区域等」とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の３つの区域をいう。

※注２「旧避難指示区域等」とは、平成２５年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域など（特定避難勧奨地点を含む）、平成２６年度に指定が解除された（ｂ）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成２７年度に指定が解除された（ｃ）旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）の３つの区域等をいう。

※注３「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で、平成２８年度に①指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、②平成２９年度３月末の指定の解除が決定された飯舘村の一部、川俣町の一部及び③平成２９年３月末の指定の解除の決定に向けて取り組んでいる浪江町の一部及び富岡町の一部をいう。ただし、この取扱は浪江町及び富岡町については、指定の解除が政府の提案通り平成２９年４月１日０時以前となることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該扱いが変わり得る。

※注４「上位所得層」とは、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成２８年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、平成２９年７月までの間において、平成２７年）の国民健康保険法施行令第２９条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が、６００万円を超える世帯のことをいう。

２　免除の対象となる一部負担金について

以下のものが対象となります。

・療養の給付に係る一部負担金

・保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額
（食事療養、生活療養に係る部分は除く）

３　一部負担金免除適用者について

対象者には、「国民健康保険一部負担金等免除証明書」（別紙参照）を交付しますので、医療機関窓口で確認をお願いいたします。

なお、現在、当該減免が適用されている被災者の方には、交付中の「国民健康保険一部負担金等免除証明書」（平成２９年２月２８日有効期限）に代えて適用期間を延長した免除証明書を交付します。

〔問い合わせ先〕
〒803-8501　北九州市小倉北区城内1-1
北九州市保健福祉局保険年金課
担当　白石、福井
℡ 582-2415　Fax 582-5227

見本

（様式３）

国民健康保険一部負担金等免除証明書

（北九保健保第　　号）

被保険者証	記　号		番　号	
被保険者氏名	男・女		生年月日	昭・平　．　．
世帯主氏名	男・女			
住　所				
特例の内容及び有効期間	○ 一部負担金の免除 （平成　年　月　日から平成　年　月　日まで）			

上記のとおり証明する。

平成　年　月　日

北九州市長　北橋　健治　　印

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

1．保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。

2．被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を住所地の区役所国保年金課に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

3．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、住所地の区役所国保年金課にその旨を届け出て下さい。

4．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

医療機関等で受診される
東日本大震災の被災者の皆さまへ

厚生労働省
平成29年１月

医療機関等における窓口負担の免除について

① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、有効期限が切れていない免除証明書を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、有効期限をご確認ください。

② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、有効期限が更新された新しい免除証明書を、医療機関等の窓口でご提示ください。

（※）窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。
なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

⚠ 窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関して
ご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へ
お問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年２月29日までで終了しています。
- 入院時の食費、居住費
- 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術　等